



TMC情報 号外

平成30年6月

発行所：(株)TMC経営支援センター／社会保険労務士法人TMC／行政書士法人TMC／TMC労働保険組合／TMC司法書士事務所
〒329-3157 栃木県那須塩原市大原間西1丁目10番地6 | URL: <http://www.tmc-jinji.com/>
TEL 0287-67-3023 FAX 0287-67-3024 | MAIL: info@tmc-jinji.com

同一労働同一賃金に関する最高裁判決

重要判例速報

正社員と非正規社員の待遇格差に関する訴訟の最高裁判決が6月1日に出されました。今後、「働き方改革関連法案の成立」「同一労働同一賃金ガイドラインの整備」等も控えており、非正規社員の労働条件が人事労務管理の重要テーマとなっています。

1. ハマキョウレックス事件（正社員と契約社員の格差）

(1) 概要

契約社員が、正社員にのみ諸手当が支給されるのは労働契約法（期間の定めがあることによる不合理な労働条件の禁止）に抵触するとして差額支払いを求めたもの。

(2) 判決

| 格差内容 | 判断 |
|------------------------------------|----------------------------------|
| 通勤手当、無事故手当、給食手当、作業手当、皆勤手当を契約社員に不支給 | 不合理と判断。 |
| 住宅手当を契約社員に不支給 | 不合理とはいえないと判断。 (契約社員には転勤が無いため) |

2. 長澤運輸事件（正社員と定年再雇用者の格差）

(1) 概要

定年後に再雇用された嘱託社員が、定年前より賃金が2割程度下がり、手当に格差があることは労働契約法に抵触するとして差額支払いを求めたもの。

(2) 判決

| 格差内容 | 判断 |
|---|--|
| 通勤手当、精勤手当を嘱託に不支給 | 不合理と判断。 |
| 能率給・職務給を嘱託には不支給とし、歩合給制で運用 役付手当・住宅手当・家族手当・賞与を嘱託に不支給 | 不合理とはいえないと判断。 (定年制の趣旨、定年前との差の小ささ、退職金・厚生年金・調整給の存在等を考慮) |

《今後の人事労務管理》

正社員と非正規社員の待遇に格差を設ける場合、手当毎に格差の理由を合理的に説明できるかどうか等が重要な視点となります。

就業規則の整備・見直し時に十分な注意が必要となります。